

別表5（第5条関係）
令和4年9月1日～

1 事業名	2 基準額（補助上限額）	3 対象経費	4 補助率
<p>ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業</p>	<p>(1) 1回当たりの検査キット原価 ア P C R検査等（その他核酸増幅法による検査、抗原定量検査を含む。以下同じ。）に係る実施事業者の仕入額 (7) 1日当たりの総検査回数（P C R検査等と抗原定性検査の合計、以下同じ。）が50回以下の場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数以下の回数については、 上限7,000円 (4) 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、 上限5,000円 (7) 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に100回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、 上限3,000円 ※上記の基準による支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数・P C R検査等の回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。 イ 抗原定性検査に係る実施事業者の仕入額 上限1,500円 (2) その他実施事業者において生じる各種経費等 ア 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合 上限2,500円 イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1,800円 ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1,100円 ※上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。</p>	<p>原則、新型コロナウイルス3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査に要する費用</p> <p>(1) 1回当たりの検査キット原価 ア P C R検査等に係る実施事業者の仕入額 1回当たりの検査費用の原価 イ 抗原定性検査に係る実施事業者の仕入額 1回当たりの検査費用の原価 (2) その他実施事業者において生じる各種経費等（P C R検査等及び抗原定性検査共通） ア 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合 上限2,500円 イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1,800円 ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1,100円 ※上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。</p>	<p>10分の10</p>
<p>感染拡大傾向時の一般検査事業</p>	<p>(1) 1回当たりの検査キット原価 ア P C R検査等に係る実施事業者の仕入額 (7) 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数以下の回数については、 上限7,000円 (4) 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に50回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、 上限5,000円 (7) 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数に占めるP C R検査等の回数の割合に100回（総検査回数ベース）を乗じて得た数を超える回数については、 上限3,000円 ※上記の基準による支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数・P C R検査等の回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。なお、実施事業者が申告する仕入単価は仕入先ごとに単一とする。 イ 抗原定性検査に係る実施事業者の仕入額 上限1,500円 (2) その他実施事業者において生じる各種経費等 ア 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合 上限2,500円 イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1,800円 ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1,100円 ※上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。</p>	<p>感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、新型コロナウイルス感染症が出していない者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用</p> <p>(1) 1回当たりの検査キット原価 ア P C R検査等に係る実施事業者の仕入額 1回当たりの検査費用の原価 イ 抗原定性検査に係る実施事業者の仕入額 1回当たりの検査費用の原価 (2) その他実施事業者において生じる各種経費等（P C R検査等及び抗原定性検査共通） ア 1日当たりの総検査回数が50回以下の場合 上限2,500円 イ 1日当たりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合 同日の総検査回数が50回を超える回数については、上限1,800円 ウ 1日当たりの総検査回数が100回を超える場合 同日の総検査回数が100回を超える回数については、上限1,100円 ※上記の基準による各種経費等に係る支給額の算定に当たっては、1日当たりの総検査回数及び基準値（50回又は100回）については、同日の属する月の合計値に換算して適用するものとする。</p>	<p>10分の10</p>
<p>事業実施に係る設備整備</p>	<p>事業所1箇所当たり1,300,000円 ただし、衛生検査所が、既存の事業所とは別に新たに県内に検査拠点又は検体採取拠点を設置し、自ら検査（P C R検査等に限る。）を実施しようとする場合は、協議の上知事が必要と認めた額とする。</p>	<p>事業を実施するための設備整備に要する費用 ただし、人件費、用地取得費、借入金及びその利息、保証金、並びにその他当該事業と関連しない費用は対象外とする。</p>	<p>10分の10</p>